

【調印式用】

災害時における相互連携協力に関する協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と株式会社NTTドコモ（以下「乙」という。）は、甲の土地建物等の使用、災害時連携に関し、次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 甲は、近隣地域において非常災害の発生が予想される場合または発生した場合に、自らが所有する次の「物件表示」記載の土地、建物等の一部（以下「本物件」という。）及び本物件内の事務備品等の諸設備（以下、本物件と合わせて「本物件等」という。）を乙に無償で使用させるものとする。

＜物件表示＞

所在地 : 山口県山口市桜島6-2-1

施設名称 : 公立大学法人山口県立大学

使用範囲 : 別紙1「借用施設の概要」記載の土地建物及び事務備品等のうち、甲が使用を許可するもの。

（使用目的）

第2条 乙は、第1条の場合に、携帯電話の迅速かつ的確な復旧対策拠点の構築及び非常災害の復旧（以下「災害復旧」という。）のための災害対策車輛等の基地の設置、一時保管等を目的として、本物件等を使用するものとする。

（遵守事項）

第3条 乙は、本物件等を、善良なる管理者の注意をもって使用するものとし、本物件等の毀損、汚損等の防止に努めるものとする。

（使用の申請等）

第4条 乙は、本物件等を災害対策車輛等の基地として使用するときは、事前に甲に対しあらかじめ定められた様式（別紙2）の書面により申請するものとする。ただし、書面による使用申請ができない場合は、口頭等で要請した後、速やかに定められた様式の書面を提出するものとする。

2 前項により申請があったときは、甲は直ちに協議し、使用を認める場合は、乙に対し、使用許可を行うものとする。

（使用方法）

第5条 乙は、前条において使用が認められ本物件等を使用する場合は、甲が別に使用を許可した他機関等と協議のうえ、それぞれの使用範囲等を定めるものとする。

2 乙は、本物件に災害復旧のための設備を設置する場合は、甲と協議のうえ、自己の責任と負担において、設置できるものとする。

3 甲は、乙が設置した災害復旧のための設備・備品の一部を、乙と協議のうえ、利用できるものとする。

（使用期間）

第6条 本物件等の使用期間は、乙が第4条の使用許可を受けた日から、災害復旧が完了した日までとする。

2 前項の期間内であっても、甲が本物件等の使用中止または使用範囲の変更等を必要と判断した場合は、乙に要請することができるものとし、乙はこれに従うものとする。

（諸費用の負担）

第7条 乙は、本物件等の使用期間中に、乙の業務にかかる諸費用を甲が負担した場合は、これを補填するものとする。

（保全）

第8条 乙は、本物件等の使用に関して、事故、問題等が発生したときは、直ちに甲に通知のうえ、自らの負担と責任において改善措置を実施するものとし、甲に迷惑を及ぼさないよう努めるものとする。

（立入権）

第9条 乙が本物件等を使用している際に、甲またはその関係者が本物件等を管理する上で本物件に立入る必要が発生した場合は、乙はこれに協力しなければならない。

2 甲またはその関係者が前項により本物件に立入った場合は、甲は本物件等の点検及び適宜必要な措置等を講ずることができるものとする。

（報告）

第10条 甲は、本物件等の使用状況等について、乙に対し報告を求めることができるものとし、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

（損害賠償）

第11条 乙は、本物件等の使用に関し、乙（従業員・委託先・応援の他事業者を含む。）の故意または過失により甲または第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（明け渡し・設備等の撤収）

第12条 乙は、本物件等の使用を終了したときは、本物件に持ち込んだ設備等の一切を撤収し、責任をもって本物件等の原状に復して明け渡すものとする。

（災害時の被災者支援）

第13条 乙は、甲の施設内に設置された避難所及びその他施設において、被災者の支援及び通信環境の提供に努めるものとし、甲と連携して被災地域の住民への支援にあたるものとする。

（連絡体制）

第14条 甲及び乙は、この協定書を円滑に施行するため、非常災害時における連絡先及び連絡方法等の連絡体制（別紙3）を整備し、あらかじめ相手方に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の連絡先及び連絡方法等に変更があった場合は、速やかに相手先に報告する。

（守秘義務）

第15条 甲及び乙は、本協定書に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第16条 本協定書の有効期間は、協定書締結の日から2年間とする。ただし、甲または乙から、期間満了2カ月前までに書面による別段の意思表示がない場合は、本協定書を更に2年間有効とし、以後も同様とする。

（協議事項）

第17条 甲及び乙は、本協定書に定めない事項及び本協定書の各条項の解釈について疑義が生じたときは、民法その他の法令及び一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上、本協定書締結の証として、本書を2通作成し、甲、乙各自記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 3月 10日

甲 山口県山口市桜島6-2-1
公立大学法人山口県立大学

理事長



乙 山口県山口市熊野町1-15
株式会社NTTドコモ 山口支店

支店長

